

長岡京市職員の収賄容疑による逮捕についての
調査委員会報告書

長岡京市

目次

はじめに	1
1 今回の事件の概要	2
(1) 事件の経過	
(2) 事件の概要	
(3) 調査の方法	
2 調査で明らかになった事実	3
(1) 金品の收受等	
(2) 便宜供与等の内容	
3 事件の発生の原因・背景と課題	6
(1) 組織体制上の問題	6
① 上下水道部内の執行体制と相互チェック機能	
② 上下水道部内の服務規律	
③ 人事配置と人事ローテーション	
④ 契約担当課、検査指導担当課のチェック機能	
⑤ 業者選定委員会の審議	
⑥ 工事の施工管理	
(2) 工事発注・契約制度上の問題	9
① 業者選定の基準	
② 入札情報の管理	
③ 入札制度の運用	
④ 施工業者への要請と依頼	
⑤ 業者に対する競争入札等参加資格停止の措置	
⑥ 契約手続き	
(3) 人事管理と職務倫理の問題	12
① 職場における人事管理	
② 職務倫理保持と法令遵守意識の徹底	

はじめに

平成27年12月7日、本市の元上下水道部水道施設課課長補佐（以下「課長補佐」という。）が、水道施設工事の入札等にあって便宜を図った見返りとして業者側から現金を受け取った容疑で逮捕となり、12月28日には収賄罪で起訴されました。

その後行われた京都地方裁判所での8回にわたる公判でその事実と詳細が明らかになるとともに、この行為により、平成28年10月28日、収賄罪で懲役1年（執行猶予3年）・追徴金20万円の判決が言い渡されました。

これは、公務員としての職務倫理を踏みにじる、あってはならない行為であるとともに、市の組織における管理監督責任のあり方が問われるものでもあります。こうした不祥事が発生し、市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけするとともに、市政に対する信頼を損なうこととなりました。

この事件の発生を受けて、本市では、事件の詳しい内容や、発生の原因や背景などについて調査するため、平成27年12月8日に「長岡京市職員の収賄容疑による逮捕についての調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置しました。調査委員会では、裁判所での公判が継続して行われていたことから、その公判を通じて明らかになった事実を注視・確認するとともに、並行して、関連する水道施設工事の入札・発注状況の検証や、関係者からの聞き取りによる調査を行いました。

裁判で明らかになった内容や調査を通じて把握できた事実を踏まえながら、今回の事件の発生の原因や背景等についての調査結果をまとめたのがこの報告書です。

なお、この調査結果は、平成28年3月18日に設置された「長岡京市職員の収賄容疑による逮捕にかかる再発防止・改革検討会議」及び「長岡京市職員の収賄容疑による逮捕にかかる再発防止・改革検討外部有識者会議」に報告し、今後の再発防止のための改善・改革策については、両会議の議論・検討に委ねることとします。

平成28年11月

長岡京市職員の収賄容疑による逮捕についての調査委員会

1 今回の事件の概要

(1) 事件の経過

平成27年11月27日、京都府警察による課長補佐に対する任意での事情聴取が始まり、11月28日からは関係職員からの任意での聴取や関係書類の提出による調査が行われました。12月7日には、課長補佐が収賄容疑で逮捕されるとともに、本市の関係部署4か所（総務部管財課、総務部検査指導課、上下水道部総務課、上下水道部水道施設課（東第2浄水場）、いずれも当時）の家宅捜索が行われ、約180点の関係書類が押収されました。

その後、警察及び京都地方検察庁の取調べを経て、12月28日に課長補佐は収賄罪で起訴され、また同日、機動建設工業（株）（以下「機動建設」という。）PC事業部次長（以下「機動建設次長」という。）は贈賄罪で略式起訴され罰金50万円の略式命令を受けました。

この間、本市は、事件の全容解明に向けて警察の捜査に全面的に協力するとともに、事件発生的事实や経過について、長岡京市議会や市民の皆様に御報告をしてきました。

(2) 事件の概要

本件に関する裁判所での初公判が平成28年2月25日に行われ、課長補佐の起訴内容は、「平成26年9月上旬、長岡京市上下水道部東第2浄水場内で、機動建設次長から、機動建設が監督及び請負等をする工事について、また、北第2配水池補修工事に関しても条件付一般競争入札の発注に関し、有利に取り計らってもらったことへの謝礼、また、今後も同様の便宜を受けられるようにとの趣旨であることを知りながら、現金20万円を受け取った」というものであることがわかりました。

これに対して、課長補佐は、現金20万円を受け取ったことは認めましたが、「北第2配水池補修工事の発注で機動建設から便宜を図ってもらう目的で20万円を渡されている認識はなかった。水道施設工事の入札条件で、機動建設に有利になるよう取り計らったつもりはない」と、罪状を否認しました。

その後、4月21日から9月16日まで7回の公判が行われ、この事件の事実と詳細が明らかになるとともに、10月28日には、収賄罪で懲役1年（執行猶予3年）・追徴金20万円の判決が言い渡されました。

判決の要旨は、「課長補佐は、機動建設次長から、平成26年度に実施した北第2配水池補修工事の落札及び監督について有利な取り計らい（入札参加業者の情報を提供したことと、監理技術者が工事現場に常駐していないのを黙認したこと）を受けたことや、今後も同工事や長岡京市が発注する工事について有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら現金20万円の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を收受した」というものでした。

(3) 調査の方法

調査委員会は、第一副市長を委員長、第二副市長及び教育長を副委員長、対話推進部長、総合政策部長、市民協働部長、建設交通部長、上下水道部長及び法令遵守マネージャーを委員として構成し、作業チームである幹事会と共に事件の内容把握と発生の原因・背景の調査に取り組んできました。

調査は、裁判所での公判を傍聴してその内容を確認するとともに、関連する水道施設工事32件（機動建設が関係する過去10年間の水道施設工事8件と、過去5年間に実施した水道施設関連工事24件）の入札・発注状況の検証や、関係する本市の職員や業者側の職員計37人からの聞き取りを、証人尋問を受けることが予定されている者には証人尋問後に聞き取りを行うなど裁判に影響を与えないよう配慮しながら実施するという方法で行いました。

調査委員会では、これらの調査を踏まえ、7回の調査委員会、8回の幹事会を開催し、議論・検討を重ねて、次のとおり調査結果をまとめました。

2 調査で明らかになった事実

(1) 金品の收受等

課長補佐は、平成24年夏頃に（仮）北新配水池築造工事を通じて機動建設次長と知り合い、平成25年1月から同年10月までの間に、機動建設次長から京都市内の飲食店で3回にわたり接待（課長補佐は友達感覚の付き合いであり接待であるとは感じなかったと説明）を受けるとともに、平成25年12月には無償でパソコンの提供を受け、さらに、平成26年9月初旬頃には「東京ディズニーランドへ旅行に行く際の足しに」という名目で20万円の供与を受けていました。

こうした行為のうち、20万円の供与は、機動建設次長の「課長補佐の機嫌を損ねたくない。長岡京市の仕事は今までも幅広く継続的にさせてもらっているのだから、課長補佐との関係を良好に保ち、今後も工事をさせてもらいたい」との思いから行われたもので、判決においても賄賂性の認識のもと20万円を收受したものと断じられました。

(2) 便宜供与等の内容

○課長補佐は、過去に機動建設が築造工事を行った奥ノ院配水池、北第2配水池、天満塚配水池の3ヶ所の配水池の耐震診断を機動建設に行わせるとともに、天満塚配水池耐震補強他工事に係る数量計算書や特記仕様書などの設計資料の作成も機動建設に行わせて、その資料をほぼそのまま工事発注の設計資料として使用していました。

機動建設に数量計算書や特記仕様書などを作成させていた北第2配水池補修

工事、天満塚配水池耐震補強他工事については、その歩掛（工事に要する作業手間及び作業日数を数値化し、工事費用の積算根拠とするもの）を検証したところ、水道施設課の担当職員が再計算して必要な数量を算出していること、工事費についても機動建設に積算させず水道施設課で国や京都府の単価等に基づいて適正に積算していることを確認しています。判決においても、これらの行為は企業のアフターフォローの意味合いが強く、長岡京市にもメリットがあるため便宜供与とは認定されませんでした。機動建設が入札に参加する際に工事の発注に係る情報を早期に入手することや設計仕様・数量等の内容を詳細に把握することを容易にするなど、入札を有利に進めることができるようにしたのではないかとの疑いを持たれるものでした。

○また、平成26年6月に入札公告した北第2配水池補修工事は、当初、長岡京市水道事業中期経営計画（施設整備計画）には入っておらず、上下水道部内で協議・調整し、「北受水ポンプ場の工事で北配水系統の水運用を停止している間に実施する方が効果的である」との判断で平成26年度当初予算に計上して実施したのですが、機動建設に工事をさせるために計画し発注したのではないかとの誤解を招くものでした。

なお、北第2配水池補修工事は、平成26年6月2日に入札公告、6月30日に入札を行い、機動建設が落札して平成26年7月8日から工事を開始、平成27年3月6日に竣工検査を実施しています。

○課長補佐は、水道施設工事の発注に当たって、入札公告に掲載する施工実績要件の原案である契約事務調書の作成業務に関わっており、機動建設が受注した水道施設工事について、北第2配水池補修工事では「PCタンク（プレストレスト・コンクリート製タンク：PC鋼材使用）の築造を元請で竣工した実績を有していること」を要件とし、また、平成27年6月に入札公告を行った東第2浄水場紫外線処理設備設置工事では機動建設に実績のない「紫外線処理設備工事の実績を有している」との条件は付さずに「浄水施設工事を元請で竣工した実績を有していること」のみを要件として設定する原案を作成しました。

入札公告に掲載した施工実績要件については、本市の契約担当課である管財課（当時）が工事担当課である水道施設課と事前に協議（「元請で」の部分については管財課で追加）し、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）でも工事の品質を確保するために必要との判断で決定されたのですが、結果として、機動建設が入札に参加しやすくなりました。

なお、東第2浄水場紫外線処理設備設置工事は、平成27年6月29日に入札公告、8月19日に入札を行い、機動建設が落札して平成27年9月3日から工事を開始、平成28年10月18日に竣工検査を実施しています。

○課長補佐は、北第2配水池補修工事に係る入札参加予定業者の情報を管財課から入手して機動建設次長に提供し、機動建設次長はこの情報を同社の営業担当者に伝達、営業担当者は当該情報をもとに競争相手となるA社の営業担当者から入札予定金額を聞き出す行動を取りました。機動建設の営業担当者は、A社の営業担当者に入札予定金額がどの程度なのかの探りを入れて、「真剣に取りに行く気はない」とのニュアンスを確認し、それを参考にしながら入札金額を決定して入札に臨みました。

入札参加予定業者の情報は、入札参加申請者が少ない場合などに、入札不調になると工事の完了時期が遅れることになるので、入札不調後の対応のために事前に工事担当課と情報を共有することを目的として管財課から工事担当課に対して自主的に、又は工事担当課からの要請に応じて提供しています。また、入札参加申請締め切り後は、入札参加申請者の施工実績や資格等が要件を満たしているかどうかを確認するために、入札参加業者決定の決裁を管財課から工事担当課に合議していますが、課長補佐はこれらの情報を機動建設次長に漏らしていました。

○課長補佐は、北第2配水池補修工事の施工に当たって、主任監督員でありながら建設業法に基づき工事現場に常駐させなければならない監理技術者について、監督員である水道施設課担当職員からの「届出のあった監理技術者が配置されていない」との報告に対して「上司がいるからいいんちがうか」と答えるとともに、機動建設次長から、機動建設の資格を有する技術者がすべて別の工事の担当になったため「監理技術者を常駐させることができない」との話があった際も、「あかんやないか、まあ工事だけはちゃんとやれよ」と指示したのみで、上司に報告もせず監理技術者の非常駐を黙認するなど、水道施設課内の情報共有が図れていない中で、機動建設の負担を軽減する便宜を図っていました。

○課長補佐は、平成27年5月に入札公告した天満塚配水池耐震補強他工事についても、入札参加業者の情報を機動建設次長に提供していたのではないかとの疑い（課長補佐は情報提供はしていないと説明）がもたれました。また、落札後は、機動建設が届け出た監理技術者と異なる技術者を配置したことに対する認識がなく、水道施設課の担当職員からも報告がなかったため、是正指導をしませんでした。

なお、天満塚配水池耐震補強他工事は、平成27年5月18日に入札公告、6月24日に入札を行い、機動建設が落札して平成27年7月1日から工事を開始、平成28年2月26日に竣工検査を実施しています。

○課長補佐は、平成25年7月1日に入札公告、8月20日に入札を行い、A社が落札した北受水ポンプ場新設工事について、入札前にA社に対して「落札した

ら受水タンクの工法を自由支承式から固定支承式に変更することを認める」旨の約束をしました。しかし、落札後にA社が市に対して、北受水ポンプ場新設工事に係る詳細な積算の代価表及び見積書（単価）の情報公開を請求し、部内全体がこの情報公開請求に批判的だったため、課長補佐は「上下水道部は怒っている」と言って圧力をかけ、これによってA社は情報公開請求を取り下げることになりました。こうした中で、工法の変更がなかなか認められませんでした。また、工法の変更を認めた後は、ポンプ場の内面塗装をエポキシ樹脂からスワール素材でのコーティングにグレードアップするよう指示（課長補佐はA社の提案によるものと説明）しました。

さらに、北第2配水池補修工事の入札に当たっては、入札参加の是非を尋ねるA社の営業担当者に対して「参加しなければ長岡京市に失礼やろ」という趣旨の発言を行うとともに、天満塚配水池耐震補強他工事についても暗に入札参加を促すような発言をするなど、多くの不適切、不透明な言動を行っていました。

3 事件の発生の原因・背景と課題

(1) 組織体制上の問題

① 上下水道部内の執行体制と相互チェック機能

・上下水道部では、平成15年に発覚した「水道原水検査結果の虚偽報告」問題の反省から、部内の意思疎通を良くするための取組を進め、最近では、水道ビジョンの作成や毎年度の予算編成等に係る部内調整では、管理職員だけでなく担当係長も含めて議論・協議を行うなど、職員間の情報の共有に努めてきました。

・また、同部の事務専決規程に基づき、工事や設計の起工伺い等については工事費等の額に応じて水道事業管理者、上下水道部長、水道施設課長等の決裁権者を設定するとともに、同部総務課にも合議するなど、相互チェックが働くシステムとしています。特に、工事等に係る技術水準を確保するため、水道法に基づく措置として、同部の次長を水道技術管理者に指定し、設計等の技術的な審査、工事の随時検査や完了検査等の業務を担わせています。

・しかし、水道施設の維持管理や工事等の業務の執行に当たっては、個々の職員が「経験則」に基づいて行っていることが多く、業務執行に当たって基準とすべきマニュアルがないため、職員が共通して保有する「業務標準」がないというのが実態です。特に、若手職員にとってはこのことが大きな不安と悩みでもあります。

・また、同部の水道事業には27人（平成28年4月現在）の職員が在籍していますが、水道事業の経営計画の策定から施設の整備、水道水の浄水処理から供給、上下水道料金の徴収まで幅広い業務を所掌していることから、職種別では事務8人、土木技術7人、電気技術5人、水道技術4人等と多岐にわたり一職種当たり

の職員数が限られているため、専門的知識を要する施設整備等の業務については、「担当者や担当係任せ」になっているきらいがあり、他の職種の仕事について指摘したり意見を言うことを「遠慮」する傾向が伺えました。

・こうしたことが、今回の課長補佐の行為を事前に把握し、指摘や指導をし切れなかった原因でもあります。今後は、水道技術管理者を次長兼務ではなく単独で配置する、技術水準を高めるための技術顧問的な職を設置する、技術継承を具体的事例で確認するためのマニュアルを作成し冊子にするなど、同部内の相互牽制とチェック機能、指導体制を強化するとともに、管理職員の資質を更に高め、職種を越えて意見を交わし指摘し合える組織体制づくりやベテラン職員から若手職員に技術継承が確実にできるシステムづくりを進めることが求められます。

② 上下水道部内の服務規律

・本市では、工事請負等の業者側と打ち合わせ等を行うときは、複数の職員で対応することを原則としていますが、それは、協議の内容を正確に確認し把握するとともに、業者側と過度に親しくなること、ひいては業者側と癒着することを防止するためです。

・しかし、現実には、現場立会だけでなく机上での事務処理等も行う必要があることから中間検査や完了検査などの場合を除き一人で対応せざるを得ない場合があること、また、水道管破損補修等の緊急工事の際は昼夜を問わず現場に赴き工事が終わるまで立会いをして確実な施工を指示することが必要なことから、業者側と「親しい」関係ができ、それが癒着につながる危険性があるということを各職員が常に自覚しておく必要がありますが、課長補佐はその認識に欠けていたと言わざるを得ません。

・また、監理技術者の非常駐を黙認する行為や監理技術者の変更を手続きなしに認める行為は建設業法違反を助長するものであり、大きな問題です。こうした行為を行っていたことは、法令を遵守すべき職員として許し難いものです。このような自覚と倫理観の欠如が今回の事件発生の原因になりました。また、こうした行為を許してきた管理職員の指導力のあり方についても指摘せざるを得ません。

・今後は、管理職員のより強いリーダーシップの下、業者側との打ち合わせや現場立会いは複数の職員で対応させる、業務内容の変更や新たな指示等は必ず上司に報告させる、特に重要な事項については日報として記録し報告させるなど、業者側との癒着を生まないための服務規律の徹底が求められます。こうしたことは上下水道部だけでなく各部局にも共通して言えることです。

③ 人事配置と人事ローテーション

・上下水道部の業務は、安心安全な水道水を安定して供給することが使命であり、水道施設の構造や配水系統、公営企業会計などを熟知した職員の育成が不可欠です。また、水道布設工事の監督者については、水道法で資格要件が定められてお

り、経験を積ませる必要があることから同一職場での勤務年数が長くなる場合もあります。また、上下水道部は、建設交通部と比べて土木技師などの専門職が異動できる部署が限られている（土木技師の場合、建設交通部で5課9係、上下水道部の水道関連で2課4係）こともあり、同一職場での勤続年数が長くなる傾向にあります。こうした中、課長補佐の場合は、本市に採用されてから事件発覚までの23年8ヶ月のうち上下水道部の水道関連の部署に18年8ヶ月在籍していました。

- ・これは、専門的な知識やノウハウを持つ職員の育成につながる半面、当該職員の職場での発言力が強くなり、自由な意見交換を阻害することにもなりかねません。また、長期間にわたり同一の業者と接触を持つことは癒着を助長することにもなります。

- ・課長補佐は勉強熱心で知識の豊富な職員として上司や同僚職員からも信頼されていましたが、発言力が強く、周囲の職員が課長補佐に対してはあまり意見を言えないという雰囲気もありました。また長年の「慣れ」から、業者側に対して横柄な態度をとることもありました。

- ・こうしたことが今回の事件を生む原因のひとつにもなりました。今後は、専門的知識やノウハウを持った職員の育成や技術・技能の継承に配慮しつつ、部局間の人事交流の方法も十分活用しながら、同一職場における長期在職、同一業務の長期担当、特定職員への業務の集中などが起こらないような人事配置や人事ローテーションを行う必要があります。

④ 契約担当課、検査指導担当課のチェック機能

- ・本市では、平成17年度に発生した元土木課職員による収賄等事件の反省から、契約業務と検査指導業務を担当する課を独立設置し、工事担当課の業務への牽制やチェック体制を強化してきました。

- ・現在では、入札事務については契約担当課が工事担当課から提出された契約事務調書をもとに点検・確認を行いながら入札公告に必要な施工実績要件等の条件設定を行うとともに、工事の完了検査等については検査指導担当課（水道事業の場合は水道法に基づく水道技術管理者）が実施するシステムが確立しています。

- ・今回の事件において問題となった施工実績要件については、水道施設工事の内容の特殊性から工事担当課と協議しながら契約担当課が判断して設定案を作成したもので、それ自体に問題はありませんが、今後は、契約担当課としての能力を更に向上させ、チェック機能を強化することが求められます。また、検査指導担当課（水道事業の場合は水道技術管理者）による随時検査の機会を増やすなどのチェック体制の一層の強化が求められます。

⑤ 業者選定委員会の審議

- ・一定規模の額の工事請負（130万円以上）や設計委託（50万円以上）等に

係る業務の発注に当たっては、業者選定委員会で入札公告に当たっての条件設定等を審議・決定していますが、当該委員会では、予算執行の効果性・効率性、工事等の品質の確保、公正性・競争性の確保などの面から幅広く審議・検討し、恣意的な条件設定を排除する役割を果たしています。

・今回問題となった北第2配水池補修工事や東第2浄水場紫外線処理設備設置工事の入札公告に係る施工実績要件の設定についても、契約担当課からの提案をもとに多面的に検討・審議して決定したもので、それ自体に問題はありませんが、結果として、入札参加に際して機動建設を有利な立場に置くことになりました。

・業者選定委員会での審議・決定案件は年間約100件に上りますが、今後も、審査の精度を高め、その機能をより強化することが求められます。

⑥ 工事の施工管理

・本市では、市が管理する公共工事を適正かつ円滑に実施するため、長岡京市請負工事監督要領（水道施設工事については、水道法及び長岡京市請負工事監督要領）に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員を置くこととし、原則として、総括監督員には課長又は相当職以上の者を、主任監督員には係長又は相当職以上の者を、監督員には技術担当職員を工事ごとに指名して配置することとしています。

・監督員は日常的な施工管理を担当し、現場での確認や施工業者から提出された工事日報により日々の施工状況を把握するとともに、施工中に変更すべき事項が生じた場合は工事指示書による指示や承諾、協議・調整等を行い、その状況を主任監督員に報告することとしています。また、主任監督員は総括監督員を補佐して監督員を指導し、必要に応じて工事の進捗状況を総括監督員に報告することとしています。そして、総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、総合的な工程管理をすることとしています。

・今回の事件で問題となった工事の施工管理では、こうした役割分担や連携が十分に行われておらず、重要な情報が総括監督員に伝えられていないという状況も見受けられました。今後は、監督員制度の趣旨を徹底し、総括監督員、主任監督員、監督員が相互に連携しながら工事施工に関する情報を共有するなど、監督体制の強化を図ることが求められます。

(2) 工事発注・契約制度上の問題

① 業者選定の基準

・本市では入札業務等の公平・公正な執行を図るため、長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準（以下「入札業者選定基準」という。）を策定し、契約担当課を窓口競争入札や随意契約における業者の公募・選定に当たって統一的な対応をしています。また、入札業者選定基準では業種や工事費の規模等ごとに一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型

指名競争入札等の競争方式の基準や、許可業態や地域区分、成績評定などの公募要件の基準を設けており、この基準は必要の都度見直しを行っています。

- ・今回の事件で問題になった工事の入札については、いずれも当該基準に沿って施工実績要件等を設定し入札公告したもので、判決においても有利な取り計らいとは言えないとされ、それ自体に問題はありませんが、このような特殊な工事においては、より競争性を高めるための工夫があってもよかったと思われるもの（北第2配水池補修工事）や、「浄水施設工事を元請で竣工した実績を有していること」を「浄水施設工事を元請で竣工した実績、又は、紫外線処理設備工事を元請で竣工した実績を有していること」としてもよかったと思われるもの（東第2浄水場紫外線処理設備設置工事）もあります。

- ・今後も、入札業者選定基準の点検・見直しを適宜行い、実情に応じた、より公平・公正で、競争性の高い基準設定とすることが求められます。

② 入札情報の管理

- ・入札公告、入札参加申請の受付、入札執行の業務は契約担当課に一元化していますが、入札参加予定業者の情報は、入札参加申請者が少ない場合に、入札不調になると工事の完了時期が遅れることになるので、入札不調後の対応のために事前に情報を共有することを目的として、契約担当課から工事担当課に提供しています。

- ・また、入札参加申請の受付を締め切った後は、入札参加申請者の施工実績や資格等が要件を満たしているかなどを確認するために、契約担当課から工事担当課への合議を行っています。

- ・今回の事件は、こうした過程で入手した情報を課長補佐がその目的を逸脱して業者側に漏らしたもので、情報共有の方法に問題があったと言えます。今後は、工事担当課への情報の提供を制限するなど情報管理を徹底するための行動指針の作成が求められます。

③ 入札制度の運用

- ・長岡京市契約規則で入札や契約の手続き等について規定し、当該規定に基づいて事務処理を行っています。今回の事件に係る工事案件についても、基準に基づいて適正に事務処理が行われており問題はありませんが、競争入札等の公平・公正性、競争性をより高めるという観点から、適宜その内容を点検し、必要な見直しを行うことが求められます。

- ・検討すべき内容としては、業者側の過度な情報収集行為や入札妨害行為を抑止するために行っている「予定価格の公表」の継続実施の是非、電子入札による一般競争入札の場合は「一者応札でも入札成立」としていることの是非などが考えられます。

④ 施工業者への要請と依頼

・贈収賄事件は、収賄側の要求や強要、贈賄側の働きかけ等が原因で発生するもので、これを防止するためには、工事の発注者側、受注者側双方が倫理観を高く持って対応することが不可欠ですが、今回の事件の発生は、双方にその倫理観が欠けていたことが大きな原因です。

・今後、工事等の発注に当たっては、業者側に対して、法令や社会規範に則った行動をすることを要請するとともに、市職員の違法な行為などを見つけた場合に通報する「公益通報制度」を周知し、違法・不法な行為を防止するための協力を更に強く依頼していくことが求められます。

⑤ 業者に対する競争入札等参加資格停止の措置

・長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（以下「入札資格停止要綱」という。）を策定して、不法行為等があった業者には一定期間の指名停止措置を行っており、この措置は不法行為等を抑止する効果があります。

・しかし、本市の基準は、贈賄行為で1ヶ月～12ヶ月間の指名停止（本市職員に対するもの、府内の公共機関職員に対するもの、府外の公共機関職員に対するもの、及び代表役員等による行為、一般役員等による行為、使用人による行為で異なる）、競争入札妨害や談合の行為で3ヶ月～12ヶ月間の指名停止（代表役員等による行為、一般役員等又は使用人による行為、及び本市の発注工事等が対象とされたとき、府内の機関の発注工事等に関わるとき、府外の機関の発注工事等に関わるときで異なる）と、他の市町村（亀岡市は、贈賄、競売入札妨害又は談合で12ヶ月～36ヶ月）に比べて緩くなっており、これが事件の発生を抑止できなかった一因とも考えられます。

・今後、入札資格停止要綱の点検・見直しを行って、指名停止措置の基準を強化することが求められます。

⑥ 契約手続き

・今回の事件で問題となった奥ノ院配水池、北第2配水池、天満塚配水池の3ヶ所の配水池の耐震診断業務と、北第2配水池補修工事、天満塚配水池耐震補強他工事の設計資料作成業務は、課長補佐の発案のもと、上下水道部としても「これらの配水池の築造工事を行った機動建設に発注するとともに、類似のPCタンクの築造を行う北新配水池築造工事に関連して実施する方が安価ででき効率的」と判断して、（仮）北新配水池築造工事の追加業務として行われたものですが、当該配水池築造に係る工事請負契約を変更して他の配水池の耐震診断と設計資料作成の委託業務を追加することや、特殊なものを除き工事請負業者に設計業務を依頼することは、一般的には適正な契約事務の処理であるとは言いがたいものです。

・判決では、一定の合理性があり市にもメリットがあるものとして、これ自体を

有利な取り計らいにあたるものと認定することはできないとされましたが、今後は、特定の業者に対する恣意的な業務の発注ではないかとの疑念を抱かれることのないよう、適正な契約手続きに心がけるとともに、その徹底を図ることが求められます。

(3) 人事管理と職務倫理の問題

① 職場における人事管理

- ・職場における規律を保持しながら、良好なコミュニケーションを保つためには職員同士の互いの「気付き」が求められます。課長補佐には業者の車に同乗して現場に移動するなど過度に業者と親しくする行動がありましたが、それに気付き、注意する同僚職員はごく一部でした。

- ・管理職員には、所属職員の日常の行動の把握や目配り、職員に対して随時の報告・連絡等を促す指導等が求められます。特に、上下水道部のように工事現場を抱える部署では、定期的に現場を視察して業務の進捗状況や職員の勤務状況等を把握し、必要な助言・指導を行うことが必要ですが、現場での対応は担当職員又は担当係長等任せになることが多い状況でした。

- ・また、事件発生当時、水道施設課は本庁組織でありながら、浄水場の中に執務室があり目の届きにくい部署でもありました。

- ・こうした職場の中でのコミュニケーションの不足、現場把握力の不足が今回の事件の発生を防ぎ切れなかった一因でもあると言えます。

- ・今後、職場におけるコミュニケーションや職員同士が意見を言い合える雰囲気醸成、職員の勤務態度や生活上の「気がかりな現象」の把握、日常業務のチェックや現場も含めた業務の進捗状況の点検などができるよう、管理職員の人事管理能力を更に高めることが求められます。また、執務室の配置についても、目が届き連携・連絡が取りやすいように工夫することが求められます。

② 職務倫理保持と法令遵守意識の徹底

- ・本市では、過去に発生した職員の不祥事の反省から、様々な組織体制や制度の改善策を講じてきました。組織体制については、平成20年度から契約担当課と検査指導担当課を分離し、工事担当課、契約担当課、検査指導担当課の三重のチェックが働く体制としています。また、発注システムについては、平成19年10月から、建設工事や建設工事に係る設計業務、監理業務等委託業務の指名競争入札について、本市が一方的に参加業者を指名する方式から、業者側の参加意欲を重視する公募型指名競争入札に変更しています。このように、京都府内の各市と比較しても、早くから、より厳重なチェック体制や透明性の高い発注システムを構築しています。

- ・しかし、その対策の成果を出すためには、職員の倫理意識を高く保つことが必要です。このため、長岡京市職員倫理条例や長岡京市における法令遵守の推進に

関する条例を制定し、毎年、新規採用職員や管理監督職員など各職位ごとの倫理研修や法令遵守に係る研修を実施するとともに、上下水道部においても独自に部内職員を対象とした研修を実施するなど、職務に係る倫理の保持の徹底、法令遵守意識の向上の取組を重ねてきましたが、こうした中で、今回の事件が発生したことは痛恨の極みです。

- ・課長補佐は、業者側から金品の供与等を受けるとともに、入札に関する情報の提供、工事現場における監理技術者の非常駐の黙認の便宜供与を行うなど、違法行為や不適切な行為を繰り返していましたが、これは市職員としての倫理観の欠如にその主因があると言わざるを得ません。判決の中でも規範意識がないと断じられたところです。

- ・今後は、更にきめ細かな啓発や研修を行うとともに、職員が適正な業務執行を行うために市役所内部で不正・不法な行為を見つけた場合に通報する「公益通報制度」について周知するなど、職員の職務倫理、法令遵守意識の徹底を図ることが求められます。